

広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第五十八号

##### 広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成十七年広島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の七」を「百分の九」に改める。

第四条第二項中「七分の六」を「九分の六」に改める。

第五条第二項中「七分の一」を「九分の三」に改める。

##### 附 則

###### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十四年度分の都道府県調整交付金（以下「県調整交付金」という。）の交付から適用する。

###### （経過措置）

2 平成二十四年度における県調整交付金の総額については、この条例による改正後の広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例第二条及び広島県国民健康保険広域化等支援基金条例及び広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成二十二年広島県条例第三十二号）附則第二項の規定にかかわらず、各市町における国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十八号）附則第三条第三項の規定により算定した額の合計額とする。

3 平成二十五年度的における県調整交付金の総額については、この条例による改正後の広島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例第二条の規定にかかわらず、各市町における国民健康保険法の一部を改正する法律附則第四条第三項の規定により算定した額の合計額とする。